

自己判定方式について

内閣府の通知に基づき、住家の被害が一部損壊(屋根や外壁の一部損壊など、家屋全体の10パーセント未満の被害が該当)の判定となり、自ら判定結果に合意できる場合に限り、自分で撮影した写真から判定を行う「自己判定方式」を実施しています。自己判定方式の場合、住家被害認定調査や再調査は行いません。

なお、提出された写真では被害判定ができない場合は、あらためて住家被害認定調査を行います。

一部損壊の例

- ・ 台風で屋根瓦が数枚破損した
- ・ 豪雨により部屋の一部に雨漏りが発生した。
- ・ 地震により外壁の一部に亀裂が生じた。 等

【申請方法】

「罹災証明書交付申請書」の下段にある、□にチェックをしてください。

(例)

- 被害の程度が「一部損壊（10%未満）」であることに同意します。

【必要書類】

- ・ 罹災証明書交付申請書
- ・ 本人確認書類（運転免許証等）
- ・ 被害状況が確認できる写真、またはカラー印刷した書面。
※鮮明に写ったものを提出してください。なお、写真の返却はしません。
- ・ 委任状（本人または同居親族の以外のかたが申請される場合）

【写真撮影時のポイント】

1 罹災家屋全体

罹災家屋全体が写るよう遠景で4方向から撮影してください。

2 表札部分

表札がある場合は、表札を近景で撮影してください。

3 被害箇所部分

被害箇所と程度が分かるように、被害箇所ごとに遠景と近景を撮影してください。

一方向からだけでなく、複数の方向からも撮影してください。

(指差しやメジャーを利用すると被害箇所や程度が分かりやすい。)